

提出年月日 6. 9. 24
受理年月日 6. 9. 24
陳情第12

公共施設の予約期間に関する陳情

趣旨（本文）

公共施設の予約方法が2024年9月1日から改善され、予約スタイルは電話受付や来場者抽選順番なども追加されて前から比べてかなり良くなりましたが、予約期間が3ヶ月間と余り長くない為に、利用する市民に対しての周知スケジュールにはかなり不便な状態で支障を来している所も少なくありません。

反面、ふれあいの里石岡では以前から6ヶ月間の長期予約が取れており、また、杉並スポーツ広場ではかなり昔から3月申請で4月～9月末迄の上期スケジュールの予約が取れて、9月申請で10月～翌年3月末の下期スケジュールの予約が取れて、正味期間としては7ヶ月間有る為に毎年2回の利用者への周知スケジュールがとても簡単便利になっており、かつスムーズな周知で利用市民や周知市民からすればかなり助かっており大変感謝しております。（実際のルールは6ヶ月間かもしれませんが、利用者の予約2度手間をさせない配慮及び対応がとても良い状態です。これが本当の市民サービスで有り、市民行政の鑑だと思えます。）

要望として、9月1日から始まった予約3ヶ月間を少しずつ延ばして、予約期間ベストの杉並スポーツ広場の予約7ヶ月間と同じ様になればとても良いのではと思います。

その具体的手続きとしては、1ヶ月間又は2ヶ月間の延長を繰り返してトータル7ヶ月にするか、有る時期に7ヶ月間にするかだと思います。また、出来る施設から少しずつ順番改善でも良いと思います。期間も7ヶ月間が無理であれば6ヶ月間や5ヶ月間でも良いと思います。

（何故無理なのかは分かりませんが？既に対応出来ている施設も有りますが？お金が掛からない所からだけでも先に対応して頂ければとても助かります。）

いずれにせよ市民施設利用者のスケジュールは、仕事のスケジュールや生活行事スケジュールとまったく同じ様に早目に前もって分かった方が市民誰しも良い事ですし、また、周知スケジュール連絡等についても2度手間等にならない様に、それを避ける配慮及び対応が市民サービスや心有る優しい行政事業に繋がると思えますので改善の程宜しくお願い致します。

【委員長報告要旨】

委員からは、「先般の一般質問でも触れられたが、やはり公共施設の予約に関してはまだまだ見直す点があるという指摘もあり、実際問題として、全体的な統一的な手法というのは、ま

だ道半ばというところも感じる。今回の陳情者の趣旨については、その願意は妥当と考える」といった意見が出されました。

【結果】

採択